

回答書

令和元年 7 月 29 日

認定特定非営利活動法人
消費者ネット北海道
理事長 松久 三四彦 殿

オリックス自動車株式会社
代表取締役 上谷内 祐二

平成30年8月2日付けでいただいた申入書について、オリックスレンタカー「貸渡約款」の条項の修正を予定しておりますので、下記の通り回答致します。

なお、貴法人の一般社団法人全国レンタカー協会（以下「レンタカー協会」といいます。）に対する令和元年5月31日付の再申入書の内容につきましては、当社も把握しておりますが、同内容につきましては、本回答書には反映されておられません。レンタカー協会の対応に合わせ、当社も対応してまいり所存ですので、ご承知おきください。

記

1. 「運転者」に関する定めについて

第20条第3項

以下の通り修正します。

「前2項の場合、当社は、借受人又は運転者に対し、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとします。違反処理がされていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求めることができ、借受人又は運転者はこれに従うものとし、また、借受人は当社が定める駐車違反違約金を当社に対し速やかに支払うことに同意します。」

第20条第5項

以下の通り修正します。

「借受人又は運転者がレンタカー返却までに違反処理を行わなかった場合、若しくは当社に対する交通違反告知書又は納付書、領収書等の提示がなかった場合、借受人は、当社が別に定める駐車違反違約金を支払うものとします。又その際、当社が諸費用（借受人又は運転者の探索やレンタカーの引き取りに要した費用を含むが、これらに限りません。）を負担したときは、借受人は当社に対し当社が負担した一切の費用を賠償するものとします。」

第20条第7項

以下の通り修正します。

「当社が第5項の放置違反金納付命令を受けた場合、又は借受人が当社が指定する期日までに第5項の請求額を支払わない場合は、当社は借受人の氏名、住所、運転免許証番号等を全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。」

2 1 条第 2 項

以下の通り修正します。

「借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。」

第 2 1 条第 3 項

本条文は、「運転者」に義務を負わせる、又は、権利に制限を与えるものではない為、修正の予定はありません。

第 2 5 条第 3 項

前段の「借受人又は運転者」を「借受人」に修正します。

第 2 9 条第 6 項

条文中「借受人又は運転者」を「借受人」に修正します。

第 3 0 条第 1 項

条文中「借受人又は運転者」を「借受人」に修正します。

第 3 0 条第 2 項

以下の通り修正します。

「前項の当社の損害のうち、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人はこれを支払うものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。」

第 3 1 条第 1 項

条文中「借受人又は運転者」を「借受人」に修正します。

第 3 1 条第 2 項

条文中「借受人又は運転者」を「借受人」に修正します。

第 3 1 条第 6 項

条文中「借受人又は運転者」を「借受人」に修正します。

2. 約款第 1 6 条第 5 項について

本条は本約款より削除します。

3. 約款第 1 8 条第 4 項について

以下の通り修正します。

「利用中に充電切れ等で移動できなくなり、レッカー移動や充電作業等が必要となった場合、その費用は借受人の負担とし、当社はいかなる責任も負わないものであること。ただし、充電切れ等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。」

4.約款第20条第3項、第5項にいう別な定めについて

条文中「駐車違反金」を「駐車違反違約金」に修正し、文言を統一します。

尚、「駐車違反違約金」に関しては、レンタル契約締結時、借受人に内容を説明の上、手渡す「レンタルガイド」に明記しています。また、弊社ホームページでは、以下の場所に掲載しています。トップページ画面の「ご利用方法」をクリックしていただくと「安全運転・免許・法令について」という項目があります。さらにそこをクリックしていただくとコンテンツの中に「駐車違反について」という箇所があり、こちらに「駐車違反違約金」についての掲載があります。

5.約款第21条第2項について

以下の通り修正します。

「借受人又は運転者が前項に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。」

6.約款第22条第2項について

条文中の「当社は、レンタカーの返却後においては、遺留品についての保管の責を負わないものとします。」の文言を削除します。

7.約款第29条第6項について

以下の通り修正します。

「借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。」

8.約款第30条第1項について

以下の通り修正します。

「借受人は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。」

9.約款第30条第2項について

以下の通り修正します。

「前項の当社の損害のうち、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人はこれを支払うものとします。ただし、借受人及び運転者が無過失の場合を除きます。」

10.約款第32条について

以下の通り修正します。

「当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反した場合、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合は、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。このとき、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しからレンタカーの返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。」

「2 借受人は、前項の解除に該当したときは、当社に生じた損害を支払うものとします。」

以上